

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

平成 22 年 1 月 5 日
閣 議 決 定 案

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1. 別表 1 中「934」の次に「935」を、「1142」の次に「1205（1214、1221）」を別紙 1 のように加える。
2. 別表 1 中「506」、「707（708）」、「816」、「817」、「822」、「830」及び「1132（1144、1146）」を別紙 2 のように改める。
3. 別表 1 中「1205（1214）」及び「1309」を削る。
4. 別表 2 中「1307」の次に別紙 3 のように加える。
5. 別表 2 中「1132（1144、1146）」を別紙 4 のように改める。